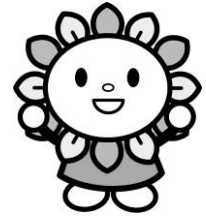


安全で住みよいまちづくり 狭あい道路拡幅整備事業



道路には、右のような役割がありますが、狭い道路では、これらの役割を十分に果たすことができません。

このため、尾張旭市では、安全かつ良好な生活環境の実現のため、狭あい道路（市が管理する幅員4m未満の道路）の拡幅整備に関する要綱を制定しています。要綱では、建物の新築や建て替えなどに伴う後退用地の取得を促すよう、下記対象地の取扱いについて、事前協議の手続きを定めています。

皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

道路の役割

- ▼人や車の通行
- ▼生活環境（風通しや日照など）の向上
- ▼救急車などの緊急車両の乗り入れ
- ▼災害時の避難路や消防活動用地 など

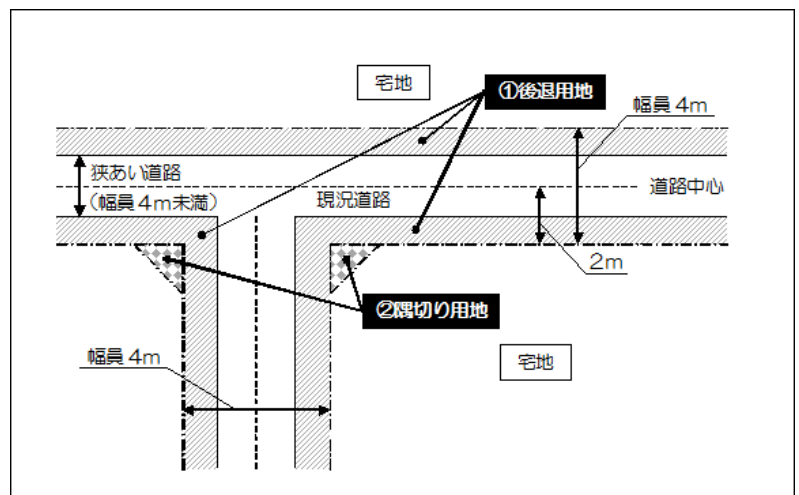
対象地

①後退用地

狭あい道路に接した敷地に建物の新築や建て替えなどを行うにあたって、実際の道路境界線と道路中心から2m（道路が水路や崖等に接している場合は、その境界から敷地側に4m）後退した線に囲まれた土地

②隅切り用地

市が管理する異なる系統の道路が交差する角に位置する土地で、尾張旭市宅地開発等整備基準3（7）道路の隅切りに規定されている基準を満たし、後退用地を除いた土地



市が行う整備等の内容

- 後退用地等を寄附していただく場合の土地境界確定測量・分筆・所有権移転登記
※土地境界確定測量は、対象の狭あい道路が市街化区域（差込道路を除く）の場合に限る
- 市が管理することとなった後退用地等の整備
- 角地で後退用地等を寄附していただいた場合は、奨励金を交付

事前協議の手続き

狭あい道路に接した敷地で建築確認申請や各種許可等を申請する **30 日前**までに都市整備課へ事前協議申出書を提出してください。

事前協議以降の流れについては、裏面のとおりです。



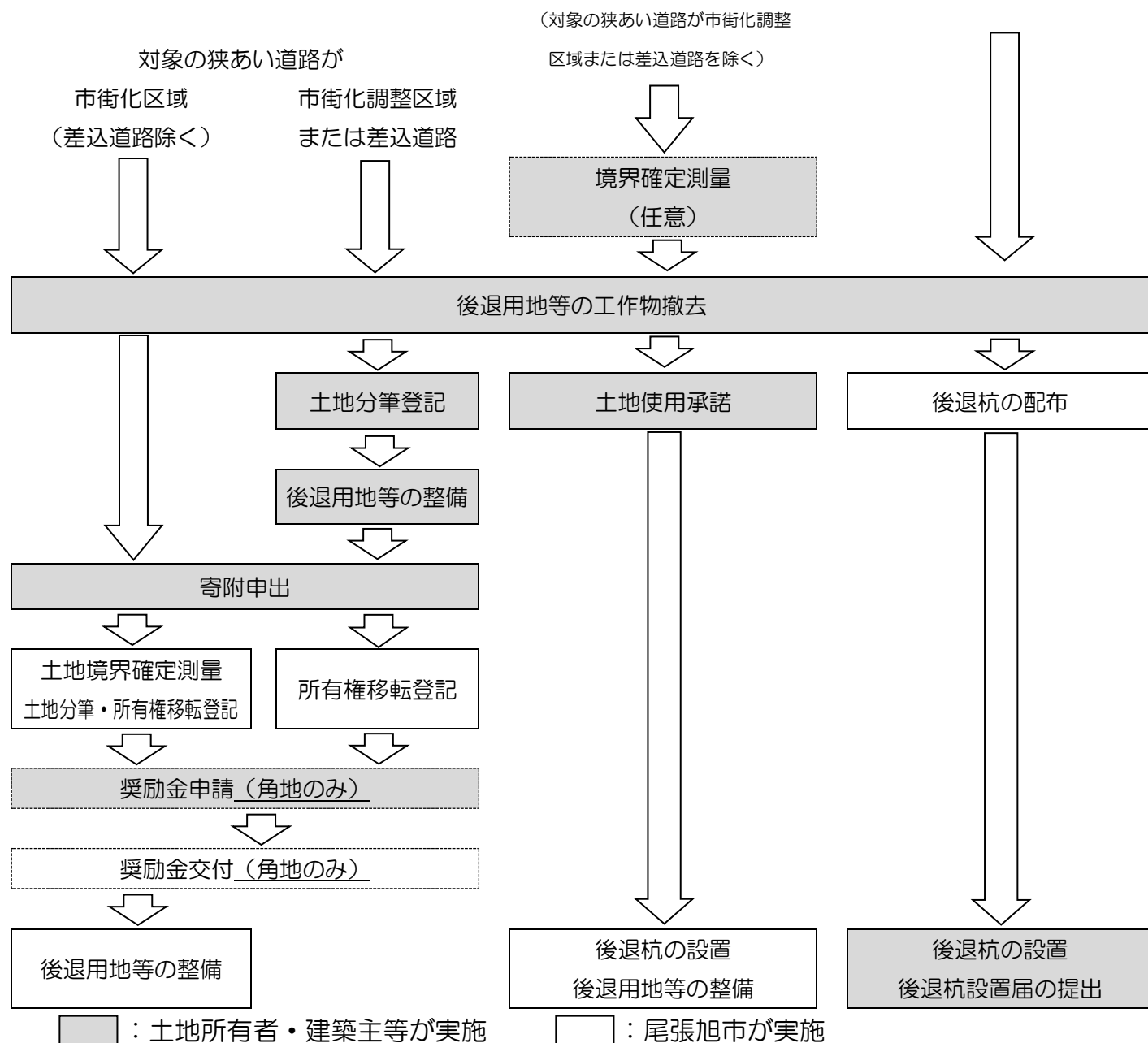
事前協議以降の流れ

事前協議申出書の提出（以降、協議内容が次の場合）
※建築確認申請を提出する30日前までに提出してください。

後退用地等を市へ**寄附**する

後退用地等を市へ**借地**する

後退用地等を**自主管理**する



整備内容等（例）

- ★後退用地等を市へ**寄附**する場合
後退用地等の舗装・側溝の敷設
- ★後退用地等を市へ**借地**する場合
後退用地等の舗装

なお、後退用地等の面積に応じ、固定資産税等の非課税措置を行います。

予算の都合上、土地境界確定測量、後退用地等の整備（舗装等）を申請いただいた年度内に実施できない場合がありますので御了承ください。

